

2025年7月29日

株主各位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 清崎 哲也

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2025年8月13日から3か月以内に臨時株主総会を開催することとなった場合に備え、当該臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2025年8月13日（水曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することのできる株主と定めましたので、公告いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上